

2011年3月13日

**東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震により
被災されたみなさまのご契約に対する特別の取扱い等について**

このたび東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震により被災されたみなさまに対し、以下のとおり、ご契約に対する特別の取扱いを決定しましたのでご連絡いたします。

被災されたみなさまのご契約に対する特別の取扱いについて

1. 災害死亡保険金等の全額お支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料のお払込みについて猶予する期間を延長（最長6ヵ月）いたします。

3. 保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

被災者支援の実施について

被災者支援を目的として、タオル等の支援物資を送付させていただく予定です。

以上